

安全管理規程

平成 18 年 10 月 1 日 ・ 令和 4 年 4 月 19 日改定 ・ 令和 4 年 5 月 23 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定

北日本曳船株式会社

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	経営代表者の責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選(解)任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規定の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航中止
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	運航に伴う作業の安全確保
第 12 章	輸送設備の点検整備
第 13 章	海難その他の事故処理
第 14 章	安全に関する教育及び訓練
第 15 章	内部監査
第 16 章	船体保守・整備（関係法令）
第 17 章	雑 則

添 付 書 類

1. 運航基準（地震防災対策基準）
2. 作業基準
3. 事故処理基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、経営代表者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを実行すべく、当社の通船業務に使用する船舶の運航業務（付随する業務を含む）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって運送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 安全マネジメント 経営代表者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施維持される状態。
- (2) 経営代表者 事業者において最高位で指揮し、管理する個人。
- (3) 安全方針 経営代表者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された予想の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性。
- (4) 安全重点対策 輸送の安全を確保する方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的な施策。
- (5) 安全統括管理者 輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理するものを言い、経営代表者（又はそれに準ずる者）が兼任する。
- (6) 運航管理者 船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する総括責任者。
- (7) 運航管理補助者 運航管理者の職務を補佐する者。
- (8) 運航管理代行者 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者。
- (9) 陸上連絡員 陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
- (10) 船内作業員 船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者。
- (11) 運航計画 起終点、航行経路、航海速力、及び運航回数等に関する計画。
- (12) 配船計画 運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠準備船の投入等に関する計画。
- (13) 配乗計画 乗組員の編成、及びその勤務割りに関する計画。
- (14) 発 航 現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること。
- (15) 基準航行 基準経路を基準速力により航行すること。
- (16) 港 内 港則法に定める港の区域内。
- (17) 入 港 港の区域内において狭水路を通行して防波堤の内部へ進航す

ること。

- (18) 運航の停止 発航、基準航行、又は目的棧橋への着棧を中止すること。
- (19) 反 転 目的の航行の継続を中止し、発航地点に引き返すこと。
- (20) 気象・海象 風速(10 分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる時はその最小値)
- (21) 運航基準図 航行経路(起終点、進路、変針点等)、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保する為に必要な事項を記載した図面。
- (22) 船 舶 上 舷側より内側。ただし、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合その先端まで含む。
- (23) 陸 上 船舶以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
- (24) 陸上施設 岸壁(暴言施設を含む)、旅客待合室など船舶の繫留、旅客の乗降等の用に供する施設。
- (25) 危 険 物 危険物船舶輸送、及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物。

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震対策基準)

第 3 条 この規程の実施を図る為、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震対策基準を定める。

- 2. 船舶の運航については、この基準に定めるところによる。
- 3. 旅客の乗下船、船舶の離着岸などに関する作業方法、危険物の取扱、旅客への遵守事項の周知については、この規定及び作業基準に定めるところによる。
- 4. 事故発生時の緊急連絡方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5. 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策基準を実施するものとする。

〈添付書類〉 運航基準

作業基準

事故処理基準

地震防災対策基準

第2章 経営代表者の責務

(経営代表者の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のために、経営代表者は次に掲げる事項について主体的に関与し、全体の安全マネジメント体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持するために、且つ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント体制の見直し

(経営代表者の債務)

第5条 経営代表者は確固たる安全マネジメント体制の実現を図る為に、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2. 経営代表者は、事業の輸送の安全を確保する為の管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営代表者は安全管理に関わる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には、輸送の安全確保を的確に図る為に、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント姿勢の継続的改善
3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図る為、経営代表者の率先垂範により、周知を容易且つ的確に行う。
4. 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現する為、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織がそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3. 安全重点施策は、これを実施する為の責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成する為、次の通り安全統括管理者、運航管理者、及び運航管理補助者を置く。

本社	安全統括管理者	:	1名
	運行管理者	:	1名
	運航管理補助者(運航管理者代行)	:	1名
	運航管理補助者	:	1名
乗組員(船長)	運航管理補助者	:	若干名

2. 管理区域は苫小牧港全域とする。

第4章 安全統括管理者及び運行管理者の選(解)任など並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営代表者は、経営代表に位置付けられ海上輸送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任又は自ら兼務する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営代表者は、安全統括管理者の意見を聞いて、海上輸送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営代表者は安全統括管理者又は運行管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任(自ら兼務している場合は兼務を解く)するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障、その他やむを得ない事由により、その職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反する等により、その職務を引続き行うことが運送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営代表者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2. 経営代表者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。
3. 経営代表者および安全統括管理者は各船長を運航管理補助者に選解任する場合、各船長の経歴などを考慮し、かつ運航管理者の意見を聴いて選解任すること。

(運航管理者代行の指名)

第 13 条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理代行者を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において、運行管理者は 2 人以上の者を順位付して指名することが出来る。

第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第 14 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることが出来ないときは経営代表者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第 15 条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として船舶と常時連絡ができる体制とし、船舶の就航中にその職務を離れるときは運航管理者代行または運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 運行管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理者代行の連絡が不能となったときは、連絡が取れるまでの間、運航管理者代行または運航管理補助者、もしくは安全統括管理者が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること
- (2) 安全マネジメント体制の課題又は問題点を把握する為に、安全重点施策の進捗

状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故に関する報告、是正処置及び予防処置の実施状況等、安全マネジメント体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営代表者へ報告し、記録すること

- (3) 関係法令の遵守安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理および輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること
2. 運行管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 19 条 通常勤務する運航管理補助者は運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行するものとする。

2. 運航管理補助者は、会社が管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運行管理者を補佐するとともに運行管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
 - (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いに関する作業の実施
 - (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施
 - (3) 陸上施設の点検および整備
 - (4) 乗船待ちの乗客に対する遵守事項等の周知
3. 船長から選任された運航管理補助者を、前項の職務に従事させる場合は船舶への乗船が無いこととし、乗船することとなった場合は直ちに、その職務から解放すること。

第7章 安全管理規程の変更

(運航管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2. 経営代表者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航管理者は、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。

2. 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。
 - (1) 使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等
 - (2) 乗組員の適切な労働時間
3. 運航管理者は、前項第2号について、船舶管理会社を通じて確認しなければならない。
4. 運航管理者は船舶管理会社から、乗組員の労働時間、作業による心身への負担、その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 船舶管理会社が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員の乗り組み及び航海当直体制の維持等に関する安全性の確保、乗組員の適切な労働時間等を考慮のうえ、検討するものとする。

2. 運航管理者は作成又は改定された配乗計画について適切なものとなっているかを確認し支障があると認められる場合は、船舶管理会社に対して配乗計画を改定するよう助言しなければならない。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 船舶、陸上施設、港湾の状況、航行経路等が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更航行経路の変更等の運航計画、配船計画または配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、船長、運航管理者及び船舶管理会社は、協議により必要があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。
 - (1) 運航管理者が、船舶管理会社から、乗組員の労働時間、作業による心身への負担、その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の臨時変更の必要があるとして意見を受けた場合
 - (2) 運航管理者が作成又は改定された配乗計画について適切なものとなっているかを確認し、支障があると認め、船舶管理会社に対して配乗計画を臨時変更するように助言した場合

第 9 章 運航の可否判断

(運行の可否判断)

第 24 条 船長および運航管理者は適時運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認められるとき、又は達する恐れがあると認められるときは運航中止の処置をとらなければならない。

2. 船長または運航管理者は発航の中止に係わる判断が困難であると認められるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
3. 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運行を中止しなければならない。
4. 船長は運航中止の処置をとったときは、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
5. 運航管理者は船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
6. 運航中止の処置をとるべき気象・海象の条件、及び運航中止の後に船長が取るべき処置については運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運行が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡が無いとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
2. 運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営代表者又は安全統括管理者の指示)

- 第 26 条 経営代表者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
2. 経営代表者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 3. 経営代表者又は安全統括管理者は、船長または運航管理者が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。また理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第 27 条 運航管理者は、船長から反転する旨の連絡を受けたときは、発航地点における手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第 28 条 運航管理者および船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を運航記録簿へ記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の処置)

- 第 29 条 運航管理者は次に挙げる事項を把握し(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 港内事情、航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況

- (4) 水路情報、港長告示等、官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した乗客数
- (6) 乗船待ちの乗客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、運航の安全確保に必要な情報

(船長の措置)

第 30 条 船長は次に挙げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査を終え出港したとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき及び入港したとき
 - (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (4) 運航計画、又は航行の安全に係わる船体、機関、設備、又は整備を必要とする事態が生じたとき
2. 船長は次に挙げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶及び本社事務所に備え付けなければならない。

2. 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 運航に伴う作業の安全確保

(作業体制)

第 32 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2. 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
4. 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物の取扱い)

第 33 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 34 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 35 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第 36 条 船長は、乗組員を使用して旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2. 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記載するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 38 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.00 mg を超える場合、当直を実施してはならない。
3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.00 mg を超える場合、当直を実施させてはならない。

4. 船長および乗組員は、アルコール検知器を用いたアルコール検査によって、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.00 mgを超える場合、いかなる船上業務も実施してはならない。

〈関係書類〉11-000-11 発航前検査記録簿

第12章 運送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める検査を受検したときは、検査結果をかくにんしておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について原則として毎日1回以上、点検を実施するものとする。但し、当日発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2. 船長は前項の点検中、異常を発見したときは直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに修復整備の処置を講じなければならない。

(陸上設備の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設(岸壁、ピット、防舷材)、乗降用施設(タラップ、歩み板)、転落防止施設等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうる、あらゆる措置を講ずること

(船長の取るべき措置)

第 43 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る恐れがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）または緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者の取るべき措置)

第 44 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営代表者及び安全統括管理者の取るべき措置)

第 45 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営代表者へ速報しなければならない。

2. 経営代表者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。
3. 経営代表者または安全統括管理者は事故の発生を知った場合、船舶管理会社に対して担当者の招集を指示すること。

(事故の処理)

第 46 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 47 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 48 条 運航管理者または安全統括管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故調査委員会)

第 49 条 経営代表者は事故の原因、及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止、及び事故処理の改善に資するため、必要に応じて事故調査委員会を設置するものとする。

2. 事故調査委員会の構成は事故処理基準に定めるところによる。
3. 経営代表者は事故調査委員会に船舶管理会社の担当者を召集すること。

(事故の原因等の調査)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は事故の原因、及び事故処理の適否を調査し事故の再発防止、及び事故処理の改善を図るものとする。

2. 経営代表者または安全統括管理者は事故の再発防止策など改善を図る目的のため、船舶管理会社に対して事故の原因調査の協力を指示すること。

第 14 章 安全に関する教育及び訓練

(安全教育)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規定(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2. 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。
3. 経営代表者または安全統括管理者は船舶管理会社に対して、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令を含めて、船舶の安全を確保するために必要と認められる事項についての教育を、船員に対して定期的実施するよう求めなければならない、また、その結果についても求めなければならない。

(操 練)

第 52 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営代表者の支援を得て事故処理に関する訓

練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない、訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に合わせて実施することができる。

2. 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営責任者へ意見具申する。

(記 録)

第 54 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記載しておくものとする。

第 15 章 内部監査

(目的及び適用範囲)

第 55 条 安全管理規定に従って、全ての業務が効率的に運用されているか否かを判定する為の監査の基準を明らかにすることである。

(監 査)

第 56 条 安全統括管理者は監査人を選任し、少なくとも年 1 回、監査及び検査を実施する。

(報告及び是正)

第 57 条 監査人は監査完了後、統括安全管理者に報告、又統括安全管理者は指摘された不具合事項を検討のうえ、是正処置を講ずる。

(内部監査手順)

第 58 条

1. 監査人の指名

統括安全管理者は、安全管理規定に精通及び船舶管理の経験を有し、会社の業務全般に関する知識を有するものを指名する。

2. 監査計画の策定

安全統括管理者は「内部監査チェックリスト及び報告書」を作成し、監査を実施させる。

3. 監査の実施

監査人は、監査スケジュールの調整及び監査を厳正に行うことは基より、その結果不具合が発見された場合は被検査部署（船舶）の責任者に対し、不具合箇所を指摘する。

4. 監査結果の報告

監査人は、安全統括管理者に対し、監査完了後「内部監査チェックリスト及び報告書」を添付の上、提出する。

5. 監査結果の検討

安全統括管理者は安全管理規定が有効に機能するよう、不具合事項の改善実施計画を策定し通知する。又、被監査部署（船舶）は不具合事項の改善を行い、その結果を安全統括管理者は経営代表者に報告する。

〈管理記録〉 15-000-01 内部監査チェックリスト及び報告書

第 16 章 船体保守・整備

（保守・整備に関する目的）

第 59 条 重要機器をはじめ、船体及び機関の保守整備を確実に実施する為の基準を定め、船舶の安全且つ円滑な運航を確保することを目的とする。

1. 保守整備基準の順守

船長及び機関長は、別に定める「船体・機関保守整備基準書」に基づき、保守整備作業を計画的に実施しなければならない。

2. 記録と報告

類似事故の再発防止及び改善策策定のため、船長及び機関長は下記書類にて記録を残し、安全統括管理者に報告をする。

〈管理記録〉 16-000-01 船体・機関保守整備基準書

16-000-02 船体・機関保守整備記録簿

3. 見直し

安全統括管理者は保守整備に関する各報告書に基づいて、それらの情報を整理保管の上、必要な評価を行い、その対策を立案し各所（船舶）に周知する。

第 17 章 雑 則

（安全管理規程等の備え付け等）

第 60 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規定（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）及び運航基準図を船舶、その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるように備え付けなければならない。

2. 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し

作成した各種文章はそれぞれの職務に応じ適切に保管する。

(情報伝達)

- 第 61 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
2. 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営責任者へ直接上申する手段（目安箱・社内メール等）を用意する。
 3. 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
 4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を（所属団体等を活用して）適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を（所属団体等を活用し）適時、外部に対して公表する。

付 則

この規定は平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 4 年 4 月 19 日より実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 4 年 5 月 23 日より実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。